瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時　平成 30 年 4 月 17 日（火）10 時 00 分から 10 時 45 分
2. 開催場所　瀬戸内町役場　3 階　会議室
3. 出席委員　（10 人）

会長	11 番	堯　文俊
会長職務代理者	8 番	永井　利一
委員	1 番	田中　勝弘
	2 番	碩　悟
	3 番	岡野　正郎
	5 番	元　克美
	6 番	豊田　孝一郎
	7 番	森山　和雄
	9 番	川島　博
	10 番	数原　菊美

4. 欠席委員　（ 0 人）

5. 議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　会期の決定について
第３　報告第　５号　人事案件について
第４　報告第　６号　農地の使用賃借の合意解約について
第５　議案第１０号　農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
第６　議案第１１号　農地法第３条の規定による許可について
第７　議案第１２号　非農地証明について
第８　議案第１３号　下限面積(農地法第３条関係)の決定について
第９　報告第　７号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
第１０　協議会
（１）行事予定について
（２）その他

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	中村　和仁
農地農政係長	徳田　和正
主　　査	西田　大五郎

7. 会議の概要

事務局　　みなさん、おはようございます。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 30 年第 4 回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。

皆様、ご起立をお願いします。一同礼、ご着席ください。それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。。

会　長　　挨拶

事務局　　それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。本日は、全委員が出席していることをご報告いたします。

それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第６条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯　会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

議　長　　これより議事に入ります。まず日程１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第 24 条第 2 項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名すること　にご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　それでは、議事録署名委員は、９番川島委員、２番碩委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程２の会期については、本日１日限りと致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議　長　　日程３報告第５号「人事案件について」を事務局より説明をお願いします。

事務局　　【事務局説明】

議長　　次に、日程４の報告第６号「農地の使用賃借の合意解約について」を議題とし、事務局より説明をお願いします。

事務局　　報告第６号「農地の使用賃借の合意解約について」説明致します。土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字嶺畑 1249 番 8、畑、3,041 ㎡の 1 筆です。通知者、貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏、借人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏、使用貸借契約の内容、農業経営基盤強化促

進法による利用権（使用貸借）貸借期間、平成 24 年 6 月 1 日～平成 34 年 5 月 31 日までの 10 年間です。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日は共に、平成 30 年 3 月 5 日、農地の引渡しの時期、平成 30 年 3 月 31 日、返還する理由は、双方合意による解約です。以上です。

議長　次に、日程５の議案第１０号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題とし、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第１０号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」資料の６ページから９ページでご説明いたします。

この利用権設定の公告日は、平成 30 年 4 月 27 日を予定しております。内容につきましては、畑 6 件の 17 筆で、貸し手が 6 人、借り手が 2 人で、面積が 13,102 ㎡でございます。

それでは、個々にご説明いたします、9 ページをご覧ください。整理番号 13 番、所在地は、大字与路字前田 601 番地、同じく字前田 602 番地、同じく字仲袋 1252 番地 2、同じく字ハイ袋 1481 番地 2 で、いずれも現況地目は畑で、合計面積は 2,087 ㎡の 4 筆であります。貸し手が「○○○○」氏、借り手が「○○○○」氏による、賃貸借によるものであります。それぞれ存続期間は 10 年間の更新によるものです。

整理番号 14 番、所在地は、大字与路字前田 636 番地、637 番地、649 番地の 3 筆で、現況地目は畑で合計面積は 2,852 ㎡であります。貸し手が「○○○○」氏で，借り手が「○○○○」氏による、賃貸借であります。対象作物は「牧草」で、存続期間は、それぞれ１0 年間の更新によるものです。

整理番号 15 番、所在地は、大字与路字前田 692 番地、同じく字前田 693 番地 2 の２筆で現況地目は畑で合計面積 1,477 ㎡です。次に与路字ハイ袋 1469 番地 1 で、現況地目は畑で、面積 629 ㎡です。次に与路字前川 1552 番地 1、同じく 1552 番地 4 の２筆で現況地目「畑」で合計面積 887 ㎡であります。合計 5 筆で、2,993 ㎡です。いずれも貸し手が「○○○○」氏で，借り手が「○○○○」氏による、賃貸借であります。対象作物は「牧草」で、それぞれの存続期間は 5 年間の更新となっています。

整理番号 16 番、所在地は、大字与路字名ン勝 1123 番地 3、同じく字仲袋 1259 番地 1 の 2 筆で現況地目「畑」、合計面積 729 ㎡であります。貸し手が「○○○○」氏で，借り手が「○○○○」氏による、賃貸借によるものです。対象作物は「牧草」で、生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は 5 年間となっております。

整理番号 17 番、所在地は、大字与路字前川 1542 番地 1、同じく 1542 番地 2 の 2 筆で現況地目「畑」、合計面積 1,400 ㎡であります。貸し手が「○○○○」氏で、借り手が「○○○○」氏による賃貸借によるものであります。存続期間は 5 年間の更新であります。

整理番号 18 番、所在地は、大字阿木名字 1 嶺畑 1249 番地 8 で、現況地目

「畑」、面積は3,041㎡であります。貸し手が「○○○○」氏で、借り手が「○○○○」氏による使用貸借によるもので、対象作物は「野菜類」で、存続期間は10年間の新規によるものです。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、事務局から説明が終わりました。それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　無いようですので、質疑を終わらせて頂きます。採決を行います。本案件について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議　長　　次に、日程６議案第１１号1「農地法第３条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、私（堯）と碩委員が調査していますので碩委員の方から説明をお願いします。

２番委員　　議案第１１号１「農地法第３条の規定による許可について」報告いたします。調査は私と堯委員と事務局から2人の計4名です。土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字古仁屋又386番1、地目が畑、面積1,184㎡、瀬戸内町大字阿木名字古仁屋又386番2、地目が畑、面積514㎡の２筆で、合計面積は1.698㎡です。対価　1筆○○○円、10ａ当たり○○○円です。譲渡人、○○○○市○○○○町○番○○○○号「○○○○」氏です。譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町大字○○○○○番地「○○○○」氏です。理由は売買です。農地所有経営面積等は以下に示したとおりです。以上で、調査報告を終わります。

議　長　　只今、２番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成でございますので、議案第１１号１は原案のとおり、決定致しました。

議　長　　次に、議案第１１号２「農地法第３条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、森山委員と数原委員が調査していますので数原委員の方から説明をお願いします。

１０番委員　　議案第１１号２「農地法第３条の規定による許可について」報告致します。調査は私と森山委員と事務局から２人計４名です。土地の表示瀬戸内町大字諸鈍字大田原 857 番１で、地目が畑で、面積が 1,180 ㎡の１筆です。対価、１筆〇〇〇円、10ａ当たり〇〇〇円です。譲渡人、〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇〇〇号「〇〇〇〇」氏です。譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏、理由は売買です。所有経営面積、農地以外の所有地それから農業専従者等その他の所有等は以下に示しているとおりであります。以上で、調査報告を終わります。

議　長　　只今、１０番委員の方から調査の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議　長　　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成でございますので、議案第１１号２は原案のとおり、決定致しました。

議　長　　次に、議案第１１号３「農地法第３条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、数原委員と森山委員が調査していますので数原委員の方から説明をお願いします。

１０番委員　議案第１１号３「農地法第３条の規定による許可について」報告致します。調査は私と森山委員と事務局から２人計４名です。土地の表示、瀬戸内町大字諸鈍字大田原857番3、畑、面積が362㎡の１筆です。対価１筆〇〇〇円、10ａ当たり〇〇〇万円です。譲渡人、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇町〇番〇号「〇〇〇〇」氏です。譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏、理由は、売買です。所有経営面積、農地以外の所有地それから農業専従者等その他の所有等は以下に示しているとおりであります。以上で、調査報告を終わります。

議　長　只今、１０番委員の方から調査の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議　長　全員賛成でございますので、議案第１１号３は原案のとおり、決定致しました。

議　長　次に、日程７議案第１２号の「非農地証明について」を議案と致します。この案件については、私（堯）と碩委員、豊田委員が調査していますので碩委員の方から説明をお願いします。

２番委員　議案第１２号「非農地証明について」報告致します。調査は、私と豊田委員と堯委員と事務局から２人の計５人で行いました。土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字大桁1780番で、地目は畑、面積が1,517㎡です。届出人は、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇の「〇〇〇〇」氏で、登記名義人も同じであります。非農地に至った理由並びに現在の管理状況ですが、当該申請地は、願出人が高齢ということもあり、長期間（20年以上前から）耕作を放棄したため、現在は山林化して農地性を喪失している状況であります。以上で報告を終わります。

議　長　只今、２番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議　長　質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成でございますので、議案第１２号は原案のとおり決定致しました。

議　長　　次に、日程８議案題１３号「農地法第３条に係る下限面積について」を議題といたします。この案件については、事務局の方から説明をお願いします。

事務局　　別紙資料「農地法の下限面積について」に基づき説明をする。本町では平成 21 年 12 月 15 日より施行された 20 アールと定め、現在に至っており、毎年４月の総会で議論をしていただき、承認後に議事録への掲載を行っております。新規就農者等の促進には、下限面積の引き下げも考えられますが、事務局といたしましては、議案の最後の方に各市町村の下限面積をお示しのとおり、これまでの 20 アールの下限面積で設定したいと考えております。委員の皆さんの御承認をお願いします。以上で説明を終わります。

議　長　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議　長　　無いようですので、質疑を終わらせていただきます。採決を行います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　長　　全員賛成ですので、議案第１３号は原案どおり可決することに決定しました。

議　長　　次に、日程９報告第７号「農地法第３条の３第１項の規定による届け出について」を議題といたします。この案件については、事務局の方から報告をお願いします。

事務局　　【事務局報告】説明

議　長　　これより協議会に移りたいと思います。

事務局　　・行事予定については、別紙のとおり
・その他

議　長　　以上もちまして、第４回農業委員会総会を終了することに致します。

局　長　　ご起立お願いします。
一同礼

閉　　会　　１０時４５分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成３０年４月１７日

署名委員

署名委員